

プロジェクト リース

項目 第 528 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 528 回企業会計基準委員会（2024 年 6 月 20 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

単体財務諸表への適用（連結会社相互間のリースにおける借手のリース期間の決定）

2. 親会社の方針に従って子会社の会計処理を決定することは特段の定めを設けなくとも実務上行われるものと考えられるため、借手のリース期間について別途定めを置く意義は乏しいと考えられる。また、このような定めを設けることで却って子会社で会計処理を完結できず実務負担が増加する懸念があると考えられる。この他の便法を入れるのが難しいという事務局の分析には同意する。

単体財務諸表への適用（会社法上の大会社への対応）

3. 事務局提案に同意する。事務局の追加的な検討により会計基準上で会社法の大会社に対する特別の手当を設けることは難しいことは理解する。このため、大会社への対応としては、重要性に関する定め等により可能な範囲で採り得る方策を検討するほかないと考える。
4. 基本的に事務局提案に同意する。会社法が会計に関する規則について一定の範囲で一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとするとして規定しているのは、会社法の独自の観点からの立法について委ねているものではないと考えられるため、会計基準の中で会社法の大会社に対する特別の手当を設けることは会計基準で定める範囲を超えていると考える。

注記事項（借手のリース期間）

5. 国際的な会計基準との整合性から借手のリース期間に関する情報を本適用指針に開示目的に照らした注記の例示として記載することの懸念は理解できるが、例示されないことにより注記が行われないことにも懸念がある。このため、例えば補足文書により開示を促すことはできないか確認したい。

6. 開示目的に照らした注記の例として借手のリース期間を示すことにより開示目的に照らした注記を促す契機となる可能性があると考え。一方、単に借手のリース期間を例示することでは財務諸表利用者のニーズを満たす開示がなされるかどうかの難しさがある点も理解はできる。このため、借手のリース期間の決定に関する会計上の見積りに関する不確実性について、企業会計基準第 31 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」に従って開示の判断を行うことになる点を結論の背景に記載するという対応を行うことに賛成する。

「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の改正案

(改正案の方向性)

7. 事務局提案に同意する。

(取得原価の配分額の簡便的な取扱い)

8. 案③の文案は重厚になり過ぎている印象があるため、案②で簡素な記載にした方が良いと考える。IFRS と定めが異なるとしても結果的には実務が変わらない可能性も十分にあり得ることや、ファイナンス・リースについて容易に時価算定できる場合もあり得ることを踏まえると、時価を基礎として取得原価を配分することを許容しない強い理由もないと考えられるため、案②を検討した方が良いと考える。
9. 適正な帳簿価額を基礎として取得原価の配分額を算定することを認めることが明記されていることが重要であり案②と案③に大きな違いはないと考える。文案上は、案②の方が現行の取扱いと整合感があると考えられるため、案②を検討することも考えられる。

「リースに関する会計基準」の文案

10. 本会計基準案第 15 項の「貸手のリース期間」の定義に関して、選択できる記載となっている点に違和感がある。

「リースに関する会計基準の適用指針」の文案

11. 本適用指針案第 1 項なお書きに関して、企業会計原則より本適用指針を優先して適用されることに違和感がある。

12. 本適用指針案 BC22 項の「『合理的に確実』は蓋然性が想定程度高いことを示している」は、本会計基準案に記載する方が記載場所として適切ではないかと考える。
13. 本適用指針案第 67 項及び第 68 項の修正案について同意する。
14. 本適用指針案第 51 項冒頭の「前項の判断の結果、」及び本適用指針案第 51-2 項冒頭の「また、」を削除し、それぞれの定めが並列であることが分かるような記載にした方が良いと考える。
15. 本適用指針案の修正案 BC35-4 項の「IFRS 第 16 号にその開発時点である 2015 年において」の時点に関する記載は残した方が良いと考える。

以 上